※意見書は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

※思見書は、一体に下成・提出する必要があるものではありません。 意見書(医師記入)
总 允 音 (医叩記八)
<u> 亀久保ひまわり保育園園長殿</u>
入所児童氏名
年 月 日 生
(病名) (該当疾患に☑をお願いします)
麻しん (はしか) ※
インフルエンザ※
風しん
水痘 (水ぼうそう)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
結核
咽頭結膜熱(プール熱)※
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
年 月 日から登園可能と判断します。
年 月 日
医療機関名
医師名
※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で
記入することが可能です。
※かかりつけ医の皆さまへ 保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障 がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。